

船舶インシデント調査報告書

令和2年6月24日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（絡索）
発生日時	令和元年7月6日 17時00分ごろ
発生場所	石川県七尾市能登島北西方沖 能登中ノ島灯台から真方位239° 1.1海里付近 (概位 北緯37°08.9′ 東経136°53.6′)
インシデントの概要	水上オートバイ ^{アールエックスター} RXTは、トーイングチューブをえい航中、えい航索がインペラに絡まって主機が停止し、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和元年7月12日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	水上オートバイ RXT、0.2トン
船舶番号、船舶所有者等	243-37704石川、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、特殊小型
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北北西、風力 2、視界 良好 海象：波高 約0.3m
インシデントの経過	本船は、船長が1人で乗り組み、2人を乗せた‘8の字型のトーイングチューブ’（以下「本件浮体」という。）をえい航中、本件浮体の搭乗者を本船に乗せようとして反転したところ、えい航索を海水吸入口から吸い込み、同索がインペラに絡まって主機が停止した。 船長は、えい航索の弛みに注意して反転し、本件浮体に接近すべきであったと本インシデント後に思った。
分析	本船は、航行中、船長が、本件浮体に反転して接近する際、弛んでいたえい航索に接近して航行したことから、同索がインペラに絡まって主機が停止し、運航不能となったものと推定される。
原因	本インシデントは、本船が、航行中、船長が、本件浮体に反転して接近する際、弛んでいたえい航索に接近して航行したため、同索がインペラに絡まって主機が停止したことにより発生したものと推定される。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・えい航索に接近する際は、弛んだえい航索を吸い込むことがあるので、注意して航行すること。